

第3章 火葬場

○大隅肝属広域事務組合火葬場条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第5号

(設置)

第1条 大隅肝属広域事務組合同規約（平成21年3月2日指令市町村第88号）第3条の表第1号に規定する事務を共同処理するために大隅肝属広域事務組合火葬場きもつき苑（以下「火葬場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
火葬場きもつき苑	鹿屋市下高隈町5999番地3

(指定管理者による管理)

第3条 火葬場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に事業計画書その他管理者が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、火葬場の管理を行わせることが最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 火葬場の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 火葬場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬場の使用の許可等に関する業務
- (2) 火葬場の使用料に関する業務
- (3) 火葬に関する業務
- (4) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める業務

(使用時間等)

第7条 火葬場の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 火葬場の休場日は、1月1日とする。

3 管理者は、管理上特に必要があると認めるときは、前2項に規定する使用時間又は休場日を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が使用許可の事項又は条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは管理者が指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、火葬場の管理上又は公益上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、大隅肝属広域事務組合はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料等)

第12条 火葬場を使用する者は、1体につき別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、管理者が特別の理由があると認めるときは、その承認を得てこれを減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特に還付することを認めた場合は、この限りでない。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又は火葬場の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、火葬場の管理に関し、知り得た

秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償)

第15条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、管理者が定める。

(指定管理者に関する読替え)

第16条 火葬場の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条第3項、第8条、第9条、第10条第1項の規定の適用については、第7条第3項中「管理者は、管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て」と、第8条、第9条、第10条第1項、第12条第2項及び第13条中「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

区分	死亡者等の住所	
	関係市町住民	他市町村住民
大人（13歳以上）	20,000円	45,000円
小人（13歳未満）	18,000円	37,000円
その他	16,000円	30,000円

備考1 「死亡者等の住所」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 大人及び小人 死亡者の住所
- (2) その他（死産児） 父又は母のいずれかの住所
- (3) その他（手足） 使用者の住所

2 「関係市町住民」とは、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町に住所を有する者をいう。

3 「他市町村住民」とは、前項に定める場合以外をいう。